

第2加工棟の主要な構造材の仕様について

平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可を受けた第1次設工認申請書(以下、設工認申請書という)における第2加工棟(本体及び増設部)の主要な構造材の仕様は、それぞれ表1及び表2に示すとおりです。当該表において、コンクリート、鉄骨及び杭の仕様は設工認申請書の記載を整理したもので、新たな情報はありません。鉄筋の仕様については、鉄筋の径と材種の関係を明記しています。

ここで、表1の鉄筋の仕様の注記2について以下に説明します。第2加工棟(本体及び増設部)の耐震計算モデルにおいては、鉄筋の径に応じて2種類の材種(「 F_{195} 」及び「 F_{215} 」)を用いるとしていたため、設工認申請書の添付計算書Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」中の表2-2「鉄筋の許容応力度」(下に添付)では、「 F_{195} 」の2種類のみ記載していました。一方、実際の建築資材では、径の大きな鉄筋は「 F_{195} 」よりも高強度の「 F_{215} 」を用いることが一般的で調達も容易であるため、第2加工棟(本体)の工事においては、「 F_{195} 」より寸法が大きな「 F_{215} 」の鉄筋は「 F_{195} 」の材種を用いる計画です。以上の理由により、表1の鉄筋の仕様は、注記2を付けたものにしたと考えます。

*当時のJIS規格には「 F_{195} 」があったが、基準強度は変わらず構造計算上は区別の必要が無いため、添付計算書では「 F_{195} 」と表記していた。同様に鉄骨の「 RC 」には「 RC_{195} 」及び「 RC_{215} 」があるが、添付計算書では「 RC 」と表記していた。本資料においても、「 RC_{195} 」の記号は区別の必要が無いため、「 RC_{195} 」及び「 RC_{215} 」と表記する。

表2-2 鉄筋の許容応力度 (N/mm²)

材種	基準強度 F値	長期		短期	
		圧縮・引張	せん断	圧縮・引張	せん断
算定式	—	F/1.5かつ 215以下	F/1.5かつ 195以下	F	Fかつ 390以下

表1 第2加工棟（本体）の主要な構造材の仕様

区分	仕様*1
<p>主要な構造材</p>	<p>① 鉄筋コンクリート</p> <p>鉄筋：既設部、補強部</p> <p>[]*2</p> <p>コンクリート：既設部、補強部</p> <p>密度：[]以上</p> <p>強度：[]以上（既設部2階床天端以上）</p> <p>[]以上（既設部2階床天端まで及び補強部）</p> <p>② 鉄骨（既設部）</p> <p>[]</p> <p>③ 杭</p> <p>既設杭</p> <p>杭種：[]</p> <p>杭径：[]</p> <p>増設杭</p> <p>杭種：[]</p> <p>杭径：[]</p> <p>*1：鉄筋及び鉄骨においては、記載した材種と同等の旧規格を含む</p> <p>*2：[]の鉄筋においては、[]以上の強度の材種を含む</p>

表2 第2加工棟（増設部）の主要な構造材の仕様

区分	仕様
<p>主要な構造材</p>	<p>① 鉄筋コンクリート</p> <p>鉄筋：既設部、補強部</p> <p style="border: 1px dashed black; height: 15px; width: 450px; margin-left: 20px;"></p> <p>コンクリート：既設部、補強部</p> <p>密度： 以上</p> <p>強度： 以上</p> <p>② 鉄骨（既設部）</p> <p style="border: 1px dashed black; height: 15px; width: 430px; margin-left: 20px;"></p> <p>③ 杭</p> <p>既設杭</p> <p>杭種： </p> <p>杭径： </p> <p>増設杭</p> <p>杭種： </p> <p>杭径： </p>